

学校いじめ防止等に係る基本方針

平成26年3月31日 策定

平成27年3月31日 改定

北広島町立八重小学校

【いじめ防止基本方針の策定】

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対応及びいじめの再発防止（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

【いじめの定義】

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

（１）いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

（２）いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童生徒の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

【いじめ防止委員会】

<校内>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、校長が指名する職員、校長が必要と判断した心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

<家庭地域等>

P T A、学校評議委員会

<関係機関>

北広島町教育委員会、児童相談所、医療機関、所轄警察署 など

【いじめ防止】

(1) 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。いじめ防止委員会は校長が招集し、生徒指導主事が主催する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

(2) いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導主事を中心として生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ① いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ② いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ③ いじめ防止等に係る関係機関連携
- ④ いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画（※別表）
- ⑤ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑥ いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- ⑦ いじめが発生した場合の対応プログラムの想定

- ⑧ 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑨ 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	い じ め 防 止 委 員 会	年度始いじめ防止対策委員会 ～学校いじめ防止基本方針の策定，修正 ①生徒指導に関する校内研修等 ・教育相談重点月間（年３回） ・児童に関する情報共有（毎週金曜の暮会） ・ＳＣ等による校内研修 ・ＳＮＳ等に関する授業（学級，道徳等）	各 年 三 回	「今の気持ち」 「いじめ」 アンケート	学 級 活 動	特 別 活 動 ・ 児 童 会 活 動	人 権 教 育 ・ 道 徳 教 育 の 充 実
二 学 期		②児童会によるいじめ防止に関する取組 ・いじめ防止標語の作成よびかけ ・いじめ防止宣言等					
三 学 期		③望ましい人間関係を築くための授業（道徳参観日） ④小中連携 ・授業参観 ・児童，生徒に関する情報交換 年度末いじめ防止対策委員会 ～学校いじめ防止基本方針の検証					

【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気づいた場合，生徒指導暮会・生徒指導部会・生徒指導委員会等を通じて，いつでも情報を共有できる工夫をする。（報告・連絡・相談・確認の徹底）
- ② 毎学期１回，「今の気持ちアンケート・アセス」や「いじめアンケート」を実施し，教育相談やカウンセリングの活用等，きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談重点月間を設け，児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。またその充実を図るために，ＳＣなどの専門家の活用を図る。
- ④ 相談窓口の周知
 学校の中に設置した相談窓口について，広く繰り返し児童に周知する。第三者からの通報も含め，いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し，早期発見・早期解決を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む。

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
 いじめと疑われる行為を発見した際には，その場で行為を直ちにやめさせる，児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には，早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また，正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに，事実を隠すことなく，保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織的に対応

教職員一人で抱え込まず、児童の何気ない言動、気になる人間関係、保護者からの相談での些細な内容でも生徒指導暮会で報告し、その情報を全職員で共有する。更なる取組や緊急の対応が必要なものについては、いじめ防止委員会で対応する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察署との連携を含め毅然とした対応を行う。

⑤ いじめの事実調査

毎学期1回、「今の気持ちアンケート・アセス」及び「いじめアンケート」を実施し、実態把握に努める。

⑥ 集団への働きかけと継続的な指導

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

⑦ ネット上でのいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、スマホ・携帯電話に関する授業等を通じて、児童への指導機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡し、直ちに削除をする処置をとる。

⑧ 警察との連携

生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対応

いじめの中に、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、北広島町教育委員会に報告するとともに、生徒指導主事を中心とし全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員との連携
- (オ) 関係児童生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

【取組の検証と実施計画等の見直しについて】

- ① いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- ② いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

【参考】

「学校いじめ防止基本方針」策定のポイントはここです！

- 「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の課題や実情をよく分析し、いじめの防止等が実効的に進めるために作成します。本参考例をあくまでも例として、各学校で創意工夫して作成すること、またその作成作業そのものが、学校としていじめ対策に組織的に取り組む第一歩となるよう進めましょう。
- 「学校いじめ防止基本方針」は、単なる目標やスローガンではなく、いじめの防止のための具体的な実施計画や実施体制について定めた、いわばいじめ問題に関する「行動計画」です。
- 「学校いじめ基本方針」策定にあたっては、国や県の基本方針を参考に、自校の課題の分析を踏まえ、未然防止、早期発見、早期対応の取組について、具体的に示すことが重要です。
- 「学校いじめ防止基本方針」で示す取組は、誰が、何を、いつまでに行うのか、家庭や地域がどんな協力をすればよいのか一目で分かるよう、「年間計画」の形でまとめることが重要です。

早期発見・早期対応はもちろん、未然防止の取組を充実させましょう！

いじめはどの子供にも起こりうることから、望ましい集団づくりやわかる授業づくり等、全員を対象とした未然防止の取組が効果的です。

たとえば、生徒指導の三機能を生かした授業づくりにより、すべての児童生徒が参加・活躍できるよう授業を工夫することは、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

また、学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させ、児童生徒自身が
いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に
考えて行動するような取組を進めることもたいへん効果的です。

【紹介】学校基本方針策定の参考になる資料等

- 生徒指導リーフ増刊号「学校いじめ防止基本方針策定Q & A」（国立教育政策研究所）
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaves-series>